

松本市告示第475号

松本市リユース食器利用促進補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年8月30日

松本市長 臥雲 義尚

## 松本市リユース食器利用促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、プラスチックごみの削減及び街をあげて環境配慮に取り組む気運の醸成を図るため、市内で開催されるイベントにおいて、使い捨てのプラスチック製食器に代わりリユース食器を利用する場合の費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) イベント 特定又は不特定多数の参加者を対象として開催する催し、競技、行事等をいう。
- (2) リユース食器 イベントにおいて飲食物を供するために使用されるコップ、皿、丼等であって、一度の使用で廃棄されず繰り返し使用できるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内のイベントにおいて使用しようとするリユース食器の賃借（以下「補助事業」という。）をする者であること。
- (2) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例3号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金額は、補助事業に要する費用（リユース食器の賃借料及び当該賃借に伴う送料をいう。）の額の2分の1以内（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、5万円を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松本市リユース食器利用促進補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添付し、イベントを開催しようとする日（以下「イベント開催日」という。）の14日前までに、市長に提出しなければならない。

(1) リユース食器の賃借料に関する見積書（内訳書を含む。）の写し

(2) 開催チラシ等イベントの詳細が分かるもの

2 同一申請者は、同一年度内における補助金の額の合計が5万円に達するまで交付申請できるものとする。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、松本市リユース食器利用促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の通知を受けた後、第5条の規定による申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、松本市リユース食器利用促進補助金変更・中止承認申請書（様式第3号。以下「変更等承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更後の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による変更等承認申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、松本市リユース食器利用促進補助金変更・中止承認決定書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 規則第7条に規定する取下げは、第6条又は前条の規定による通知が到達した日から7日以内に行わなければならない。

（事業着手）

第10条 申請者は、交付決定前に補助事業に着手してはならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

2 申請者は、交付決定前に補助事業に着手しようとするときは、松本市リユース食器利用促進補助金事前着手申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助事業により調達したリユース食器を使用するイベント（以下「補助イベント」という。）が完了した日から起算して30日以内又はイベント開催日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、松本市リユース食器利用促進補助金実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) リユース食器に係る契約を締結したことが分かる資料の写し
- (2) リユース食器の賃借料に関する請求書の写し
- (3) リユース食器の賃借料に関する領収書又は振込受付書の写し
- (4) 補助イベントの開催状況が分かる写真

(補助額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、松本市リユース食器利用促進補助金確定通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

2 天災、雨天その他交付決定者の責に帰すべき事情によらず交付決定者が補助イベントの開催を中止し、補助事業に係るキャンセル料が発生した場合は、市長は、当該キャンセル料の2分の1以内の額（交付決定額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を交付するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定及び補助金の額の確定を受けたとき。
- (2) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める行為があったとき。

2 前項の規定により補助金の返還を命ぜられた交付決定者は、市長が定める期限までに当該補助金を返還しなければならない。

(関係書類の整備)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助事業及び補助イベントに係る書類を、補助金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

松本市リユース食器利用促進補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）松本市長

〒

申請者 住 所

事業者名又は団体名

代表者名

電 話

松本市リユース食器利用促進補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて提出します。

記

イベントの名称	
開催日	年 月 日 (から 年 月 日まで)
場 所	
リユース食器賃借料 (A)	円
交付申請額 【(A) × 1/2】 ※ 千円未満切捨て、上限5万円	円
リユース食器の使用方法	

（添付書類）

- 1 リユース食器の賃借料に関する見積書（内訳書を含む。）の写し
- 2 開催チラシ等イベントの詳細が分かるもの

様式第2号（第6条関係）

松本市リユース食器利用促進補助金交付決定通知書

指令第 号  
年 月 日

様

松本市長

年 月 日付けで申請のあった松本市リユース食器利用促進補助金については、下記のとおり決定しましたので、松本市リユース食器利用促進補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 交付決定額

金 円

2 交付条件等

- (1) 申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けてください。
- (2) 補助事業が完了した日から起算して30日以内又はイベント開催日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出してください。
- (3) その他、松本市補助金交付規則及びこの要綱に定める規定を順守してください。

様式第3号（第7条関係）

松本市リユース食器利用促進補助金変更・中止承認申請書

年 月 日

（宛先）松本市長

〒

申請者 住 所

事業者名又は団体名

代表者名

電 話

年 月 日付け 指令第 号で交付決定のありました松本市リユース食器利用促進補助金について、下記のとおり変更・中止したいので、松本市リユース食器利用促進補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

変更・中止の内容	
変更・中止の理由	
交付決定額	円
変更後の賃借料（A）	円
変更後の交付申請額【(A) × 1/2】 ※ 千円未満切捨て、上限5万円	円

※ 賃借料に変更があるときは、見積書（内訳書を含む。）の写しを添付すること。

様式第4号（第8条関係）

松本市リユース食器利用促進補助金変更・中止承認決定書

年 月 日

様

松本市長

年 月 日付けで申請のあった松本市リユース食器利用促進補助金の変更・中止については、松本市リユース食器利用促進補助金交付要綱第8条の規定により、承認します。（なお、交付決定額 円を 円に変更します。）



様式第5号（第10条関係）

松本市リユース食器利用促進補助金事前着手申請書

年 月 日

（宛先）松本市長

〒

申請者 住 所

事業者名又は団体名

代表者名

電 話

松本市リユース食器利用促進補助金交付要綱第10条の規定により、補助金の交付決定前に着手することとしたので、申請します。

なお、交付申請は別途行い、交付決定がなされなかった場合においても、異議は申し立てません。

記

イベントの名称	
開催日	年 月 日 (から 年 月 日まで)
場 所	
リユース食器賃借料 (A)	円
申請予定額 [(A) × 1/2] ※ 千円未満切捨て、上限5万円	円
リユース食器の使用方法	
交付決定前着手を必要とする理由	

様式第6号（第11条関係）

松本市リユース食器利用促進補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）松本市長

〒

報告者 住 所

事業者名又は団体名

代表者名

電 話

年 月 日付け 指令第 号で交付決定のありました松本市リユース食器利用促進補助金を下記のとおり実施しましたので、松本市リユース食器利用促進補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

イベントの名称	
開催日	年 月 日 (から 年 月 日まで)
場 所	
リユース食器賃借料 (A)	円
実績報告額 [(A) × 1/2] ※ 千円未満切捨て、交付決定額上限	円
リユース食器の使用方法	

（添付書類）

- 1 リユース食器に係る契約を締結したことが分かる資料の写し
- 2 リユース食器の賃借料に関する請求書の写し
- 3 リユース食器の賃借料に関する領収書又は振込受付書の写し
- 4 イベントの開催状況が分かる写真

様式第7号（第12条関係）

松本市リユース食器利用促進補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

松本市長

年 月 日付けで実績報告のあった松本市リユース食器利用促進補助金については、下記のとおり確定しましたので、松本市リユース食器利用促進補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

補助金確定額  
金 円